

認定請求に関するFAQ

離婚は成立しましたが、まだ前夫(妻)と同居しています。申請できますか？

児童扶養手当では、戸籍上の離婚成立後に前夫(妻)と同居している場合は、事実婚とみなしますので、別居してから申請してください。

離婚は成立しましたが、新しいパートナーと半年後に結婚予定です。申請できますか？

児童扶養手当では、戸籍上の婚姻関係だけでなく、事実婚・同居・同棲等も婚姻関係とみなします。パートナーの方と事実婚等の状態にある場合は申請できません。

離婚は成立しましたが、子どもの入籍届がまだです。申請できますか？

児童扶養手当の申請に、子どもの入籍届の有無は関係ありません。申請者と対象児童の戸籍が別々の場合、それぞれ取得して申請してください。

今、月収が××円位なのですが、受給できますか？

所得とは年収のことですか？「扶養親族等の数」は子どもの数ですか？

児童扶養手当は、申請時点の収入と扶養人数ではなく、前年(1～9月に申請するときは前々年)の所得と扶養人数で手当の額を算出します。前年(前々年)の所得や扶養人数は、お手元の「源泉徴収票」や「確定申告の控え」、「住民税決定通知書」等で確認することができます。また、「所得」は年収ではなく、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告の控えの「所得金額」をいいます。「扶養人数」も源泉徴収票等に記載されていますのでご確認ください。

昨年まで働いていて、所得制限を超えているかもしれません。現在は無職無収入です。受給できますか？

児童扶養手当は、申請時点の収入と扶養人数ではなく、前年(1～9月に申請するときは前々年)の所得と扶養人数で手当の額を算出しますので、前年(前々年)の所得が超過していると、今年の手当は受給月額0円となるかもしれません。ただ、一度申請すれば「受給資格」を得ることができます。児童扶養手当の額は、毎年受給者の方から「現況届」を提出していただき、前年の所得で再計算しますので、来年以降受給できるようになる場合もあります。

昨年は無職でしたが、現在は就職し、所得制限を超える見込みです。申請できますか？

児童扶養手当は、申請時点の収入と扶養人数ではなく、前年(1～9月に申請するときは前々年)の所得と扶養人数で手当の額を算出しますので、前年(前々年)の所得が0円であれば、今年の手当は受給できると思われれます。ただし、児童扶養手当の額は、毎年受給者の方から「現況届」を提出していただき、前年の所得で再計算しますので、来年以降は受給月額0円となる可能性があります。受給月額0円となった場合も、毎年の「現況届」等児童扶養手当の手続きが必要ですのでご了承ください。

離婚後、実家に住む予定ですが受給できますか？

児童扶養手当は、手当を申請する方本人と、扶養義務者(同居または生計同一の直系血族及び兄弟姉妹)の所得で手当を算定しますので、本人及び扶養義務者の所得が所得制限限度額を超過していなければ受給することができます。

実家に住んでいますが、住民票上の世帯は別です。実家の両親等は扶養義務者になりますか？

実家に住んでいますが、実家とは全く生計が別です。実家の両親等は扶養義務者になりますか？

児童扶養手当では、住民票上別世帯でも、同じ家に住んでいれば扶養義務者となります。また、実家の離れ等同一敷地内の別建物に住んでいる場合も、原則として扶養義務者となります。しかし、以下の①～③のすべてに該当する場合に限り生計が別と判断し、扶養義務者となりません。(申し立てが必要です)

- ①住宅の造りが二世帯住宅等になっており、それぞれの世帯専用の台所・浴室・トイレが設置されている。
- ②それぞれの世帯が公共料金(電気・水道・ガス)を個別に契約していて、別に支払っている。
- ③税法上、健康保険証上も扶養関係にない。

実家の父の所得が所得制限を超えていて手当を受給できません。

私と子どもだけでアパートを借りて実家から転居すれば受給できますか？

扶養義務者は、手当を申請する方本人の直系血族・兄弟姉妹のうち、同居している方・生計同一の方をいいますので、申請者と子どもだけで生活している場合は、原則としてご両親等の所得は判定対象となりません。ただし、別居はしていても、申請者と、直系血族・兄弟姉妹の方の生計が同一の場合は、扶養義務者となる場合があります。

(例)申請者と子どもが住んでいるアパートの家賃・公共料金等を実家の父等が負担している。申請者と子どもがアパートに住民登録をして、実際は実家で生活している場合は不正な受給となります。